

## 備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェス企画・運営業務仕様書

### 1 業務の目的

#### (1) 備後フィッシュフェス

備後圏域の水産業の現状は、漁獲量の減少、魚価の下落、漁業就業者の減少及び高齢化など厳しい状況にあり、こうした中、備後圏域の沿岸4市（広島県福山市、尾道市、三原市及び岡山県笠岡市）では、備後フィッシュ（\*）のブランド化を連携して推進することにより、地魚の地産地消の推進と漁業者の所得向上に取り組んでいる。

こうした中、備後圏域で生産されたかきのPR等を含めた備後フィッシュの魅力発信、認知度向上及び魚食普及を図ることを目的に、備後フィッシュを使ったグルメを満喫できるイベントとして備後フィッシュフェスを実施する。

（\*）備後フィッシュとは、備後圏域の沿岸4市で水揚げされた、漁師がおすすめする27種類の新鮮な水産物。

#### (2) 備後福山ワインフェス

備後圏域（福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市）の共通の地域資源の一つであるぶどうを活用したワインの振興を図るため、備後・福山のワインの楽しみ方を地域住民に提案し、備後圏域でのワイン消費量を拡大することを目的に備後福山ワインフェスを実施する。

### 2 業務期間（履行期間）

契約締結の日から2026年（令和8年）12月25日（金）まで

※ただし、備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェスの開催予定日は2026年（令和8年）11月3日（火・祝）日中時間帯とし、雨天決行とする。

また、4（2）エについては、2026年（令和8年）10月1日（木）～2026年11月2日（月）までの18時以降に最低一回は実施することとし、雨天決行とする。

### 3 業務場所

福山城公園プロムナード（ふくやま美術館前広場、福山市西町二丁目4番3号）別図1のとおり

なお、4（2）エについては、福山城公園内を基本とする。

### 4 事業内容

事業者の知見等を活かし、集客力向上につながる取組を企画すること。

#### (1) ブース設置

- ア 飲食ブース  
備後の地魚応援団・備後フィッシュの食べられる店認定店による出店  
ふくやまデジタルマップ（デジタル観光マップ）に掲載されている備後福山  
ワインの飲めるお店による出店  
ワインに合う食べ物を提供するお店による出店
- イ ワイン販売ブース  
備後圏域のワイナリーによる出店
- ウ 水産加工品販売ブース  
漁協による出店  
※漁獲量・収穫量などによって出店内容の変更あり
- エ イートインスペース  
来場者が食事をするためのテーブル、イスを設置  
※立ったまま食事をするハイテーブルや、芝生に座るためのマット等も可
- オ 子ども広場  
家族連れ、子ども（小学生）を対象にした体験型のブースを設置
- カ フォトブース  
会場内にSNS発信用のフォトブースを設置
- キ タイトルサイン  
会場入り口にイベントタイトルを表示
- ク ステージ  
会場中央付近にステージを設置
- ケ その他  
「その他備後フィッシュ及び備後福山ワインの振興に資する出店」  
※内容については市と協議すること

## (2) 企画の実施

- ア オープニングセレモニー  
イベントスタートの際に市長による挨拶などのセレモニーを行う。
- イ 備後フィッシュのPRにつながる企画
- ウ 備後福山ワインのPRにつながる企画
- エ 「福山城を核としたナイトタイムエコノミー基本方針」に沿った企画  
飲食を含めて備後フィッシュ及び備後福山ワインを楽しむ機会を創出する。  
なお、企画立案にあたっては、出店事業者とともに企画運営すること

(3) 入場料 無料（飲食・物販等は有料）

(4) 来場者数 約3,600人（2025年開催実績）

## 5 業務委託の内容

- (1) 備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェスの企画・運営

- ア 実施マニュアルの作成
    - ・実施概要（開催全体概要及びプログラム）
    - ・スケジュール（準備スケジュール及び本番スケジュール）
    - ・会場レイアウト
  - イ 出店者及び出演者の調整
    - ・備後フィッシュと備後福山ワインとのセットメニューの考案及び調整
    - ・ワインチケットの販売及びワイナリーとの調整
  - ウ 備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェスの広告及び宣伝（Web広告及び会場案内を含む）
  - エ 当日の管理及び運営（出店者の駐車場整理及び会場の原状回復含む）
- (2) 来場者アンケートの実施
- (3) イベント後も本業務の目的に資する効果が継続するような企画及び実施（関係者との調整含む。）。ただし、市費を投じる企画を除く。
- (4) その他
- ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。
  - イ 業務の実施に必要な経費（旅費、保険料、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
  - ウ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。
  - エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届け出は受注者が行うこと。

## 6 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。
- ア 備後フィッシュフェス実施マニュアル
  - イ 備後福山ワインフェス実施マニュアル
  - ウ 備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェスに関する打合せ資料、調査・協議・検討資料
  - エ 備後フィッシュフェス実施内容報告書（A4判）
  - オ 備後福山ワインフェス実施内容報告書（A4判）
  - カ その他発注者が指示するもの
  - キ 上記ア～カの電子データ
- (2) 成果品の納入先は福山市経済環境局経済部農林水産課及び農業振興課とする。
- (3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議のうえ、決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用

または公表しないこと。

## 7 その他

- (1) 感染症の蔓延、大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、イベントの一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ、支払額を決めるものとする。
- (2) 受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うとともに、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。